

# 日火連短信

令和3年8月10日 第182号

〒106-0041

東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会

専務理事 大岩 伸夫

TEL 03-5549-9041

FAX 03-5549-9042

URL <http://www.nikkaren.jp/>

E-mail : [nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp](mailto:nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp)  
[info@nikkaren.jp](mailto:info@nikkaren.jp)

経済産業省より、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等に関する周知依頼と出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関する依頼がありました。

会員各位への周知をお願い致します。

また、日火連は8月12日（木）～16日（月）が夏季休暇となりますのでお知らせします。

「猟銃等講習会試験対策例題集」「実包等管理帳簿」については、11日（水）までにご注文頂いても、発送は16日（月）以降となりますのでご了承願います。

日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

平素より、新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力くださりまして誠にありがとうございます。

令和3年8月5日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、8月8日から31日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下、「重点措置区域」という。）に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県が追加されました。（別紙1参照）。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました（別紙2及び別紙3参照）。

つきましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくよう会員企業への周知をお願いいたします。

また出勤者数の抑制については、これまでも皆様に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の実施や出勤者数の削減に関する実施状況の公表について会員企業への呼びかけをお願いさせていただいているところですが、改めて会員企業への呼びかけをお願いいたします。

昨日（8月5日）、全国の新規感染者数は、今週先週比が2.09と急速な増加が続き、直近の1週間では10万人あたり約59と過去最大の規模となっています。東京を中心とする首都圏だけでなく、全国の多くの地域で新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大が継続している状況です。

つきましては、以下の内容について、会員企業への周知をお願いいたします。

## 記

1. 緊急事態措置を実施すべき区域（以下、「緊急事態措置区域」という。）において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年8月5日変更）。以下、「基本的対処方針」という。）にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていること。

2. 重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とされていること。
3. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域において、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推奨していること。
4. 令和3年5月12日付事務連絡「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」及び令和3年5月27日付事務連絡「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」でも依頼させていただいているとおり、既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表することを推奨していること。

経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

※8月3日（火）公表時点で登録数は1006社となっております。

また、テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、以下のとおり関連するHPを御紹介します。出勤回避の取組に役立っていただければ幸いです。

- ◇ IT導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

- ◇ IT活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11\\_itsikin\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html)

- ◇ 国税庁FAQ（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

#### 添付資料

【別紙1】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

【別紙2】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年8月5日変更）

【別紙3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【参考】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の抜粋

\*\*\*\*\*

経済産業省 産業保安グループ

鉱山・火薬類管理官付

企画調整係 元吉 大樹

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1511(内線4961), 03-3501-1870(直通)

MAIL [motoyoshi-masaki@meti.go.jp](mailto:motoyoshi-masaki@meti.go.jp)

\*\*\*\*\*